

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の  
一部を改正する省令案等に関するパブリックコメント  
J E M A 提出意見

意見提出先：経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部  
新エネルギー課

意見案の公示日 : 2018年 10月 22日 (月)  
意見募集期間 : 2018年 10月 22日 (月) ~ 11月 21日 (水)  
JEMA意見提出日 : 2018年 11月 21日 (水)

提出意見 - 1 ( 運転開始期限 )

< 該当箇所 > 改正概要 p4 第1条 定義

系統連系工事着工申込みの受領が平成31年3月31日以前になされた場合：  
運転開始期限日は平成32年3月31日

< 意見内容 >

運転開始期限は、平成32年3月31日 もしくは、「系統連系工事着工申込み」後に決定される  
「連系開始予定日」に使用前自主検査等の試運転期間を考慮した「3ヵ月」を加えた期限とする  
ことを要望いたします。

なお、「系統連系工事着工申込み受領」後の「連系開始予定日」は、これまで送配電事業者  
と協議のうえ契約していた「連系開始予定日」を考慮していただくことが前提となります。

< 理由 >

再生可能エネルギーの最大限の導入拡大と国民負担の抑制の両立というFIT法の趣旨から、  
FIT初期の運転開始期限が設けられていない案件に一定の規律を設けることは理解いたします。

しかしながら、特に特高連系となる2MW以上の大規模案件では、事業者は、送配電事業者と  
協議のうえ契約した「連系開始予定日」をマイルストーンとして、EPC事業者やメーカーなどと  
着実に事業化を推進し、先行投資をしています。連系工事着工申込の要件として記載された条  
件（土地権限の取得、許認可完了、環境アセスメント完了）をクリアしている熟度の高い案件  
であっても、現在策定している工事計画では、連系工事着工申込受領から1年以内に運転開始  
に至らないケースが生じます。また、1年以内に運転開始するため、特高連系設備の大幅な納期  
前倒し要求、あるいは、納期の集中に繋がって、対応が困難な状況が生じます。

こうしたケースを念頭に、運転開始期限の基準を「連系開始予定日」+「3ヵ月」として、20  
年間の調達期間を担保すべきと考えます。

提出意見 - 2 ( “ 系統連系工事申込み ” の要件 )

< 該当箇所 > 改正概要 p5 第2条 太陽光発電設備に係る調達価格 ( 連系工事着工申込み要件例 )

連系工事着工申込みに関する…(略)…系統連系工事着工申込みは、…(略)…少なくとも、  
例えば、系統連系工事着工申込みの時点で、

- (1)林地開発、農地転用等の事業の開発・実施に必要な許認可が現に得られている
  - (2)条例による環境アセスメントが必要な場合は、当該プロセスが終了している
- ことが要件となります。

< 意見内容 >

系統連系工事着工申込みの要件(1)(2)については、行政との許認可プロセスを開始している段階を判断基準とすべきであると考えます。具体的な条件は以下の通り。

- (1)林地開発、農地転用については、大規模開発の事前協議の完了もしくは同等の事前協議完了の行政との合意の議事録を提出している事。
- (2)環境アセスメントについては、実施計画書手続き開始時の環境アセスメントの調査・予測・評価の方法が公告されている事 もしくは 環境アセスメントの実行計画書もしくは準備書を行政に提出して受理印を受領している事。

< 理由 >

発電所の施工業者として、大規模造成とその許認可を含め請負契約を締結している案件があり、施工業者は契約通り案件を推進しているにもかかわらず、今回の見直しにてプロジェクトが頓挫し、契約がキャンセルされます。許認可には一定の時間がかかり、まじめに対応していたとしても系統連系工事着工申込みの期限までに許可を得ることが困難な案件はあります。

提案した条件であれば、プロジェクトを推進しているか否かの判断が容易でかつエビデンスも明確でありプロジェクトを推進していない案件や事業者を排除できると考えます。

提出意見 - 3 (系統連系工事着工申込み の送配電事業者への提出期限の扱い)

< 該当箇所 > 改正概要p4 第2条 太陽光発電設備に係る調達価格

施行日前に系統連系工事着工申込みが受領されるようにするための送配電事業者への系統連系工事着工申込みの提出期限は、平成31年1月下旬頃を目途とすることを想定しています。

< 意見内容 >

系統連系着工工事着工申込みの提出期限内(1月下旬頃)に申請した案件については、送配電事業者による正式受理の日が4月1日以降になる場合においても、3月31日付の受理と見做した調達価格を適用することを要望いたします。

< 理由 >

今回の見直しによって適用する調達価格が、事業者では回避できない送配電事業者の業務処理にのみ起因することは、事業者及び送配電事業者双方にとって望ましくないと考えます。

提出意見 - 4 (系統連系着工申込みの軽微な変更)

< 該当箇所 > 改正概要p5 第2条 太陽光発電設備に係る調達価格

次に掲げる場合は、系統連系工事着工申込みに係る書面が改めて送配電事業者により受領された日を、系統連系工事着工申込みの日とみなす。

- 系統連系工事着工申込みに係る書面の内容を変更する場合

< 意見内容 >

系統連系工事申込書に係わる書面において、受理後の軽微な変更は許容していただくよう要望いたします。例としては、体制表の組織名称の変更、機器メーカーの社名変更、太陽電池やパワーコンといった主要構成部品以外の汎用品の型式変更などの軽微な変更は許容されるべきと考えます。

併せて、変更が許容できない事項を明確にさせていただきようお願いいたします。

以上